

(各教育事務所長経由)

4 教健第 3 4 5 号

令和 4 年 8 月 1 8 日

各市町村教育委員会教育長 様

福島県教育委員会教育長

(公 印 省 略)

夏季休業明けに係る新型コロナウイルス感染拡大防止の徹底について (依頼)

このことについて、令和 4 年 8 月 1 2 日に開催された県コロナ本部員会議において「福島県医療非常事態宣言」及び「福島県感染拡大警報強化版 (B A. 5 対策強化宣言)」が発出され、基本的な感染対策の再点検と徹底等の注意喚起が示されました。

つきましては、感染拡大を防止する観点から、学校の夏季休業明けの始業における対応について別紙写しのとおり各県立学校長に通知しましたのでお知らせします。

貴教育委員会におかれましても、別紙写しを参考にして、感染拡大の防止と学びの継続のために、感染症対策を徹底してくださるようお願いいたします。

(事務担当	義務教育課	主幹	吉川	電話 024-521-7774)
(高校教育課	主幹	亀田	電話 024-521-7769)
(特別支援教育課	主幹	齋藤	電話 024-521-7779)
(健康教育課	主幹	鈴木	電話 024-521-7777)



4 教健第 3 4 5 号
令和 4 年 8 月 1 8 日

各県立学校長 様

教 育 長

夏季休業明けに係る新型コロナウイルス感染拡大防止の徹底について（通知）

このことについて、令和 4 年 8 月 1 2 日に開催された県コロナ本部員会議において「福島県医療非常事態宣言」及び「福島県感染拡大警報強化版（B A. 5 対策強化宣言）」が発出され、基本的な感染対策の再点検と徹底等の注意喚起が示されました。

については、感染拡大を防止する観点から学校の夏季休業明けの始業においては、下記のとおり対応するとともに、基本的な感染症対策の徹底を図るよう指導願います。

記

- 1 今般の感染状況を踏まえ、部活動における宿泊を伴う遠征や合宿等の活動は、当面の間停止すること。ただし、直近に大会がある場合であって、生徒の健康面、安全面から宿泊が必要と校長が判断した場合は、例外とする。
- 2 授業や部活動における感染リスクの高い活動の実施については、各校の状況に応じて慎重に検討すること。併せて、感染拡大の恐れがある場合は、校長の判断により、当該活動を停止すること。
- 3 登校時及び授業時間中等、あらゆる機会において健康観察を徹底し、体調が悪いときは無理をせず療養し、医療機関の受診等をすすめること。
 - (1) 発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合には、児童生徒・教職員ともに自宅での休養を徹底すること。
 - (2) 登校時や登校後に児童生徒に風邪症状が見られた場合には、当該児童生徒を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導すること。
- 4 学校内及び家庭内、学校外における活動においても、基本的な感染症対策を徹底するよう指導すること。
 - (1) 十分な換気ができているか把握し、効果的な換気に努めること。
 - (2) 熱中症対策を講じた上で、場面に応じたマスクの着用について指導すること。
 - (3) こまめな手洗い及び手指の消毒を徹底すること。
 - (4) 食事前後の手洗いの徹底、食事後の歓談時におけるマスクの着用などの対応をとること。また、飲食の場面においても十分な換気を行うこと。
 - (5) 健康的な生活(十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事)により抵抗力を高めるよう指導すること。
 - (6) 部活動前後での集団での飲食や部室等の共有エリアの一斉利用を控えるなど、部活動に付随する場面での対策を徹底すること。

(事務担当 高校教育課 主幹 亀田 電話 024-521-7769)
(特別支援教育課 主幹 齋藤 電話 024-521-7779)
(健康教育課 主幹 鈴木 電話 024-521-7777)